

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年3月22日)

1 損害賠償請求訴訟の提起について

【道路企画課】……2ページ

2 鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会の評価結果(答申)について

【空港港湾課】……3ページ

3 鳥取空港の今期コンセッション契約期間延長の方針等について

【空港港湾課】……4ページ

4 「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第8回会議の開催について

【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】……5ページ

5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【道路企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課】……6ページ

県 土 整 備 部

鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会の評価結果（答申）について

令和4年3月22日
空港港湾課

1 背景・経緯

県営鳥取空港が、平成30年7月、公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づき、運営権者である鳥取空港ビル(株)による運営に移行し、今期の事業期間は令和6年3月までの5年9か月間である。令和3年度は今期コンセッション事業期間の中間年度に当たり、県は運営権契約の定めにより同社策定のモニタリング計画書に従って、事業期間の前半を振り返ることと、後半（残期間）の運営に活かすことを目的に、第三者機関「鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会」（計3回開催）による中間評価を実施し、この結果をまとめた答申が、令和3年12月15日、県に提出された。

※委員会メンバー(5名)：入江道憲@入江公認会計士事務所（委員長・経営）、岡本陽子@公募委員（観光）、谷本圭志@鳥取大学教授（副委員長・公共交通）、村上修@但馬空港ターミナル(株)常務取締役・空港長（実務者・土木）、連宜萍（れんいーびん）@鳥取環境大学准教授（経営）（五十音順）

2 評価結果（答申）のポイント

- 運営権者によるこれまでの事業実施状況は、実施契約書・要求水準書等の基準をおおむね満足する一方で、民間事業者による創意工夫・利点を活かしたさらなる空港運営が求められており、評価としては普通と判断している。
 - ◇評価できるポイントとして、コロナ禍にあっても多種多様な事業（プレミアム商品券販売、イベント開催など）や運営権者と魅力あるテナントとの協働による賑わいづくりを評価いただいた。
 - ◇一方、異常気象時の点検や体制整備人材育成について一部改善が必要となった。
 - ◇また、コロナ後を見据えた航空機の利用促進や、民営化の目的である民間事業者による創意工夫・利点を活かした一体的かつ機動的な空港運営（空港経営）について、提言をいただいた。
- 答申を受け、鳥取空港ビル(株)は、今後の事業継続に向け改善すべき点は速やかに改善し、さらなる経営努力をしていくこととしており、県は、運営権者がより良い空港運営に取り組めるよう必要な協議を実施し、支援していく。

3 答申の主なポイント

(1) 評価項目（略称）

- モニタリング計画書（実施契約書に基づき鳥取空港ビル(株)策定）により評価を実施した。
 - 【評価基準】 実施契約書・要求水準書等の基準を満たしているかについて評価
 - 【評価項目】 「将来・基本コンセプト」・「安全・安心確保計画」・「施設利用料金計画」・「事業実施体制」・「経理的基礎」・「技術的能力」・「総合的評価」の7項目

(2) 評価に値する事項

- 日常的なオペレーション、維持管理、危機管理等の安全・安心に関わる必要な業務は概ね実施できている。
- 新たな取組、多種多様な事業による一定程度の賑わいの創出、プレミアム商品券の販売やインバウンドを対象とした旅客サービスの向上等、イベントの企画に創意工夫し、地元地域の空港利用を促した。
- セルフモニタリングの実施、県モニタリングへの適切な対応、この結果をホームページで情報公開した。
- 歩合を取り入れたテナント賃料、運営権者とテナントが協働して、賑わい創出に取り組んでいる。
- 財務状況が事業期間を通じてトータル黒字で健全である。

(3) 改善が必要な事項

- 滑走路以外の部分（特に海岸部や平地部、海域との境界部・護岸、進入灯管理橋、場周道路面下部）について、台風等の影響によって陥没等が発生していないか確認していない。
- 県職員の派遣の縮小にともなう人材確保、技術・ノウハウの継承、外部人材・企業とのネットワーク形成による緩やかな協業体制への取組が十分に進んでいない。
- 空港運営に必要な技術的能力が基本的に従来の延長線上のままにあり、改善された点に乏しい。
- 自然災害等に対する予防、応急、復旧体制やバックアップ体制が不十分である。また、施設所有者（県）と建設業協会等との協定のみではなく、運営権者自らが協定を締結すべきである。

(4) 事業継続に向けての提言

- 新型コロナウイルス感染症流行のもと、移住やワーケーション、密にならない観光を促すよい機会であったが、取組が十分でないこと。
- 脱炭素・CO2削減やAIを活用した多様な取組に期待する。
- 健全な財務状況を活かし、人材育成・市場開拓など内部・外部への投資に期待する。
- 施設警備の委託業務に競争原理が働く余地がないか、検討が十分でないこと。
- 運営権者とテナントの「協働」から一歩踏み込み、商品開発、店舗オペレーションなど、両者が「一体」となるような取組があってよい。
- 現在の電気職員が、鳥取空港機能管理規程に定める最低限の5名であり、運営・管理能力に懸念がある。
- 空港施設に含まれる海中構造物は、腐食や剥離による劣化が進行しているため、専門家等の意見を取り入れ、適切に（運営期間以降も加味した）予防保全に取り組む必要がある。

(5) 評価点数

- 全7項目の評価結果を数値化すると図-1に示すとおりで、70点満点中の38.3点である。
なお、「普通（標準）」の範囲は、35～49点である。
- 今後は、運営権者が「改善が必要な事項」、「事業継続に向けての提言」を考慮し、より高い評価が得られるよう努力し、目指すべきである。

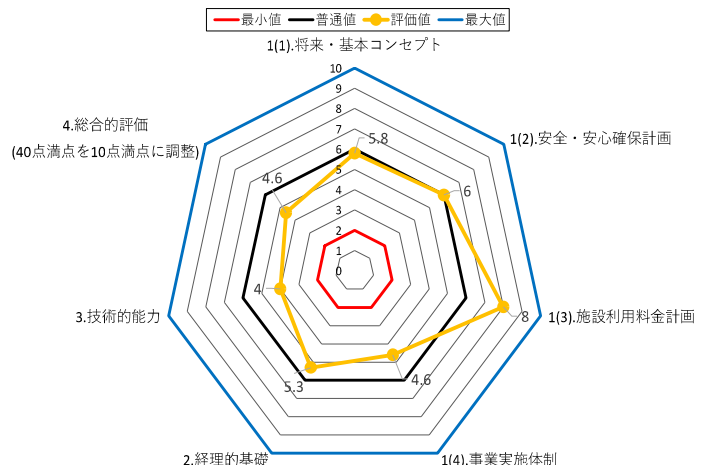


図-1 中間評価委員会の最終評価結果（レーダーチャート）

鳥取空港の今期コンセッション契約期間延長の方針等について

令和4年3月22日
空港港湾課

1 現状での航空需要の見通し

- 世界の航空データ分析を行うシリウム（Cirium^{※1}）では、令和元（2019）年レベルへの回復は、世界的には令和6（2024）年8月頃になると予測している。ただし、回復速度は地域によって異なり、最も早いのは中国で令和5（2023）年4月頃、アジア太平洋では令和6（2024）年5月頃と予測している。
- また、国連世界観光機関（UNWTO：The World Tourism Organization of the United Nations）が令和4（2022）年1月に発表した予測によると、最近のオミクロン株・ステルスオミクロン株等の蔓延状況等を加味すると、回復を妨げる見通しで、後ろ倒しになっている可能性があるため、世界旅行者数の需要回復見込み年は令和6（2024）年になると予測している。
- さらに、ロシアのウクライナ侵攻も世界情勢不安等をもたらし、回復を妨げる要因の一つになり得る。

※1 シリウム（Cirium）とは、英国の航空情報分析企業が行う世界の航空データ分析のこと。

- ・世界中の金融、宇宙開発、旅行会社、政府機関、航空会社をはじめとした各業界のリーダーに、データ分析ソリューションを提供している。
- ・フライトスケジュールや飛行ルートはもちろん、機材仕様や乗客記録番号まで、300テラバイト以上のすべてを網羅したデータを日々管理している。日本の大手航空会社らがシリウムのデータを活用している。

2 今期コンセッション契約期間延長の必要性

- 前述のとおり航空需要はコロナ禍で大きなダメージを受けており、次期コンセッションの公募を当初計画どおり令和4年度中に実施して令和6年度からの開始を目指した場合、民間事業者が応募しない可能性が高いと考えられるため、3年程度の次期コンセッション公募時期の延期と今期コンセッション契約期間の延長が必要と判断した。

3 今期コンセッション契約期間延長の手続き

- 今期コンセッション契約期間の延長に当たっては、3年間の延長（令和9年3月まで）を前提として、民間事業者による残期間のさらなる空港運営の効果発揮に向け、中間評価結果（答申）の提言内容等を反映し、改善を加えた変更実施契約内容（実施契約書、要求水準書、実施方針等）について、現行運営権者である鳥取空港ビル(株)や同社株主と協議し、合意を得た上で、変更手続きを進める必要がある。
- 一方、今後の新型コロナウイルス感染症の動向が見通せない中であるため、可能な限り早期に変更実施契約を締結し、空港運営の安定化を図る必要がある。
- このため、今後も県議会（常任委員会）に検討状況を報告しながら、令和4年度の可能な限り早期に変更実施契約^{※2}の締結を目指したい。

※2 変更契約を行う契約上の根拠

- ・実施契約書（契約）：（疑義に関する協議）第80条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

【今後の準備作業（主なもの）】

- ・今後直ちに所要の準備・手続きに着手し、中間評価結果（答申）を踏まえた改善を加えた上で、運営権の延長設定・追加債務負担行為の議会議決（令和4年度）に向けた作業（次の(1)、(2)）を進める。
 - (1) 契約期間延長に当たり、県が作業を行うもの（これらについて、鳥取空港ビル(株)等に協議の上、合意を得る）
 - ・変更実施契約書の策定
 - ・変更要求水準書の策定
 - ・変更実施方針の策定 など（ここに掲げているもの以外は並行して準備）
 - (2) 鳥取空港ビル(株)が作業を行うもの
 - ・鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第21条第2項(1)に基づく「空港の運営等に関する計画（全体計画）」の策定 など

4 今期コンセッション変更実施契約に伴い必要となる議会手続き【令和4年度】

- 変更実施契約内容・運営交付金額等の概要報告【常任委員会報告】
- 運営権の延長設定・追加債務負担行為【議会議決】
- 変更実施契約の締結・公表【常任委員会報告】